

広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業 公募型プロポーザル仕様書

1 事業の名称

広川町電気自動車用急速充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

広川町では、2022(令和4)年12月9日に町民・事業者・行政の「オール広川」で脱炭素社会の実現に向け取り組むことを宣言しました。

その取り組みの一つとして、町民等が広く利用できる電気自動車（以下「EV」という。）用の（超）急速充電設備（以下「EV 充電等」という。）を設置し、運営・運営を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための仕様等について定めるものです。

3 事業概要

本事業は、町所有の公共施設（産業展示会館及び町民交流センター）の駐車場に EV が利用可能な急速充電設備（配線等の付帯設備等を含む。以下「EV 充電設備等」という。）の整備を行い、その設備の運営・管理を行うものとします。

また、EV 充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用は、事業者の負担とします。

（1）町は EV 充電設備等の設置に必要な用地等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び広川町行政財産使用料条例（平成24年広川町条例第6号）の規定に基づき使用を許可します。

（2）本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い補助事業の内容に適応した内容で提案してください。

（3）事業者は、EV 充電設備等の利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定できるものとします。利用料金については、廉価なものとし、利用者がわかりやすい料金形態としてください。

4 EV 充電設備等を設置する施設

	所在地 施設名称	設置 基数	使用許可の 最大面積
1	広川町大字日吉 1164 番地 6 【産業展示会館駐車場】	1	20.00 m ²
2	広川町大字新代 1965 番地 1 【町民交流センター駐車場】	1	20.00 m ²

※別添の「別図1【産業展示会館駐車場】」、「別図2【町民交流センター駐車場】」を参照してください。

5 本事業の実施期間

（1）利用開始時期

EV 充電設備等の利用を開始する時期は、町と事業者の協議により決定します。

（2）事業期間

事業期間は、EV 充電設備等の利用を開始した日から起算して5年間とし、事業期間中は事業者の責任において EV 充電設備等の維持管理及び運営を行うものとします。

なお、事業期間終了後の取扱いについては、EV 充電設備等の減価償却期間を考慮し双方で協議を行うものとします。

協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により EV 充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとします。ただし、原状回復の範囲については双方協議により変更することがあります。

6 本事業の実施に伴う条件等

(1) EV 充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV 充電設備等の運用に関する一切を事業者の負担により行うものとします。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者としての責任ある立場で解決するものとし、町は一切の責任を負いません。

(2) EV 充電設備等に係る各種手続きに要する費用は事業者の負担とします。

(3) EV 充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前に EV 充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を町に提出し、町の承諾を得るものとします。そのうちEV充電設備の規格は原則CHAdeMO方式としてください。

(4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとします。

(5) 本事業を実施するにあたり、事業者が町との間に取り交わす協定及び契約に定める義務を履行しない場合には、協定及び契約を解除することがあります。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復を行うこととします。

(6) 事業者は、EV 充電設備等の運用開始後に事故や故障等が発生した場合には、速やかに町に連絡をした上で対応し、その内容及び結果を町に報告してください。また、利用者からの事故等の連絡を受けた場合も同様とします。

(7) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷または損害を与えた場合や EV 充電設備等の整備及び管理に関する町との合意事項（協定書、契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により町が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負います。

(8) 事業者は、関係法令等を遵守するものとします。

(9) EV 充電設備等の整備にあたっては、別に町と契約を結ぶものとします。